

東京弁護士会の「新時代」に向けて



東京弁護士会会長
伊井 和彦

新年明けましておめでとうございます。

昨年夏頃、大ヒットしたアニメ映画の主題歌として、TVから「新時代」という言葉が軽快なメロディに乗って流れていました。「新時代」、それは次の世代への期待と希望の証として、日本社会においても、そして私たち法曹の世界においても、常に前向きに捉えて進んでいくべき道だと思います。2023年という新しい年は、どのような「新時代」になっていくのでしょうか。

東京弁護士会においても、「新時代」に向けて、何を変革し、何を継承していくか、昨年4月に会長に就任して以来、私と副会長たちは、常に悩み考えています。

短い任期の間でできることは限られていますが、残りの任期で私たちが行おうとしていること、また次年度以降に繋いでいこうとしていることに、会員の皆様のご理解をいただけたら幸いです。

1 法曹界及び東京弁護士会における改革

民事裁判のIT化は、2025年の本格実施に向けて今年からますますスピードアップしていきます。本年5月にはオンラインによる弁論期日や和解期日も正式に認められるようになる予定で、今後も含めて裁判IT化への対応力が、弁護士に求められます。東京弁護士会としても、若手世代や中堅世代のみならずベテラン世代もこれに対応できるよう、会員に対する研修を行っていくことになるでしょう。

また、全国最大の登録会員数の東京弁護士会は、ベテラン世代・中堅世代・若手世代という範疇だけでなく、仕事内容や生活環境等により多様な価値観が存在します。そのような多様な価値観のバランスを取りながら、これからの弁護士会を担う世代を応援し、そのための改革を行うことも今は必要だと思っています。

その一環として、本年3月7日には臨時総会を開催して、「先進会員の会費免除手続の見直しの会規改正」「郵便法の改正に伴う選挙日程の見直しの会規改正」「常議員会へのオンライン出席に関する会則改正」「綱紀手続の停止に関する会規改正」等の議案をお諮りする予定です（1月の常議員会で審議予定です）。

なお、東京弁護士会の会財政はまだまだ決して余裕があるものではなく、今年度も細かい点も含めて少しずつ削減の努力を続けていますが、同時に弁護士会の活動を支えてくれている職員たちに誇りと遣り甲斐を持って働いてもらう環境作りも、疎かにしてはならないと思っています。

2 激動の2022年と「守るべきもの」

2022年2月、突然のロシアによるウクライナ侵攻は、世界に衝撃を与えました。その前年のミャンマーの軍事クーデター、また香港の政治的自由の終焉もそうですが、圧倒的な「力」によって平和と民主主義が壊されていくその様を目の当たりにして、人々の心に不安が拡がり、「力には力で対抗すべき」という世論が我が国においても強くなっています。憲法9条の恒久平和主義や専守防衛の理念などまるで絵空事だと言わんばかりに、「敵基地攻撃能力」や「反撃能力」、防衛費増大の議論が盛んにされるようになり、それは弁護士会の中においても同様です。

しかし、世論がそのような雰囲気流されている時こそ、我々弁護士及び弁護士会に託された使命があるはずで。憲法9条の恒久平和主義や専守防衛の理念は、決して理想論だけで構築されたものではなく、過去の戦争の経緯や事実を踏まえ、自衛のための抑止力であったはずの軍事力がやがて自国の利益のための独善的な暴力に変わる歴史の必然に由来するもの、そうであればこそ、私たち弁護士及び弁護士会は、安易に軍事力の拡大を喧伝する声に対しては警鐘を鳴らし、冷静かつ現実的に真に平和であるための方策は何かを、市民に提言していくべきだと思っています。

あと3ヶ月ですが、全力で突っ走りますので、ご支援を宜しくお願いします。

NEW YEAR 2023